

取得原価主義会計に係わる欧州裁判所の判例

——ドイツ会計制度に対する GIMLE 判決の影響——

稲 見 亨

はじめに

- I GIMLE 事件の内容
 - II 欧州裁判所による GIMLE 判決の要点
 - III 先決的判決にみる会計制度上の論点
- おわりに

はじめに

ドイツにおいては、1985年の会計指令法 (BiRiLiG) を通じて、域内会社法の調和化を目的とした EU (当時 EC) の会計関連指令 (第4号, 第7号, 第8号指令) が商法典 (HGB) に転換された。そして2015年には、会計指令転換法 (BiRUG) に基づき HGB が改正され、EU の「新会計指令」(2013年) の転換が図られた。EU の「新会計指令」は、従来の第4号指令と第7号指令の内容を改訂の上、1つの指令に統合することを目的としている¹。

このように1985年以降、現行のドイツ HGB は EU の会計関連指令を取り込んだものであり、いわば汎欧州・国際的側面を有している。これはドイツに限らず、全加盟国の会計規定にあてはまる。そして、こうした EU 指令の国内法化に基づき、加盟国で生じた係争の際、欧州裁判所 (Europäischer Gerichtshof: EuGH) による先決的判決 (Vorabentscheidung) の可能性が開かれる。欧州裁判所の先決的判決とは、EU 法と加盟国法の統一的な解釈の確保を目的に、加盟国の裁判所が係争問題を処理する際、事前に欧州裁判所に判断を求める制度である。すなわち、欧州裁判所は域内での係争に際し、EU の最高裁として会計関連指令の有効性と解釈に関する決定権限を持つ (EU の権能に関する条約第267条)。会計問題に対する最初の欧州裁判所判決としては、ドイツの係争を扱った Tomberger 判決 (1996年) があり、それ以降、DE + ES 判決 (1999年)、BIAO 判決 (2003年) 等の判例が確認できる²。

本稿では、先決的判決の最近の事例である GIMLE 判決 (2013年10月3日) を分析

1 EU の「新会計指令」並びにドイツの BiRUG の特徴について、詳しくは稲見 (2015) を参照されたい。

2 こうした欧州裁判所の一連の判例は、稲見 (2004) で分析している。

の対象として取り上げる。その際、とくにドイツの論者の見解に依拠しながら、当該判決をめぐる会計制度上の論点を明らかにしたい。

I GIMLE 事件の内容

1. 係争の概要

GIMLE 事件に対する欧州裁判所の先決的判決は、年度決算書（個別決算書）に関する 1978 年 7 月 25 日付の EU 第 4 号指令（係争当時）の解釈を対象としている。留意すべきは、GIMLE 事件がドイツではなくて、隣国ベルギーで生じた係争であるという点である。ただし、欧州裁判所判決の影響はベルギー国内に限定されるわけではない。第 4 号指令はすべての加盟国に転換されており、GIMLE 事件に対する先決的判決の内容は、ドイツをはじめ他の加盟国にも共有される。また GIMLE 判決では、税務の場面で生じた係争が対象になった点も注目される。

まず、GIMLE 事件の概要を明らかにすれば、以下のようになる。³

ベルギー法に服する GIMLE 社は、イギリスに居住する Sjöwall 氏と Larsson 女史の 2 人のスウェーデン人により 1998 年 11 月 26 日に設立された株式会社である。その事業は株式の取得と運用である。1998 年 11 月 27 日に GIMLE 社は、創設者の Sjöwall 氏が設立したスウェーデン法に服する資本会社（TV-Shop Europe 社）の株式 50 株を、5,000 スウェーデン・クローン（SEK）で取得した。株式取得から 38 日が経過した 1999 年 1 月 4 日に、GIMLE 社は当該株式をスウェーデン法に服する Electronic Relating 社に 17,000,000 スウェーデン・クローン（SEK）で売却した。これは取得時と比べて約 3400 倍の値上がりである。GIMLE 社は全株式の取得価格と販売価格の差額 74,776,696 ベルギーフラン（1,853,668 ユーロ）を帳簿に計上した。ただし、ベルギーの税法によれば、こうした株式売買による利益は非課税になるとして、GIMLE 社は 1999 年度の法人税説明書においてそのように申告した。

これに対し、ベルギーの税務当局は 2002 年 11 月 19 日付の書面で、株式は市場価格よりも著しく低価で購入されており、その取得時につき、購入価格に対する超過分が課税所得とみなされると通達した。それにより、全収益（1,853,668 ユーロ）に対して法人税が課せられた。GIMLE 社は当該税務決定を不服として訴え、ベルギーでの 1 審および 2 審においては、GIMLE 社の主張が認められた。その際、争点とされたのは、EU 第 4 号指令第 2 条を転換したベルギー国王令第 3 条、第 4 条そして第 16 条の解釈である。

ベルギーの当局はこれを不服として上訴し、3 審手続きにおいて、ベルギーの最高裁

3 EuGH (2013), S.3-4. (パラグラフ 12~19)

判所（Cour de cassation）は、EU 第4号指令第2条の解釈がまず必要として、本係争の判断を欧州裁判所に付託した。すなわち、株式の購入価格が実際の価値と明らかに乖離し、それにより財産、財務および収益状態に関する写像が誤って伝達される場合、EU 第4号指令の解釈に基づき、取得原価評価からの離脱が必要かどうかという問題である。

2. 各方面からの意見表明

この手続きの過程で GIMLE 社に加えて、ベルギーおよびドイツ政府、並びに EU 委員会が書面による意見表明を行った。GIMLE 社、ドイツ政府そして EU 委員会の立場は、当該付託問題を否定すべきというものであった。他方、ベルギー政府はそれと異なる立場を示した。⁴

GIMLE 社とドイツ政府の見解は、第4号指令第32条は取得原価評価を指示しており、当該評価から離脱できるのはきわめて「例外的なケース」（同指令第2条5項）であって、係争の事例はそれに該当しないというものであった。また EU 委員会は、Tomberger 判決（1996年）や DE+ES 判決（1999年）といった欧州裁判所の従来判決を引合いに出して、EU 指令の主要目標は第4号指令第2条における貸借対照表真实性原則の遵守であることを確認し、当該原則と調和しない場合にのみ指令規定からの離脱が認められるとした。

よって GIMLE 社、ドイツ政府そして EU 委員会が示した立場は、実際の価値よりも低い価格での財産対象物の評価は「例外的なケース」に該当せず、取得原価評価（第4号指令第32条）からの離脱は認められないというものであった。GIMLE 社はさらに、取得原価主義を掲げた EU の立法者の判断は、実際の価値に基づく会計処理が必ずしも普遍的でないことを前提にしていると唱えた。またドイツ政府は、実際の価値よりも低い取得原価評価を通じて秘密積立金の設定が可能となり、それは同指令第31条にいう慎重原則に合致すると主張した。

これに対し、ベルギー政府の見解は、実際の価値よりも明らかに低い取得原価の利用は企業の収益状態の写像を歪めるものであり、本係争事例こそ第4号指令第2条5項にいう「例外的なケース」に相当するというものであった。

II 欧州裁判所による GIMLE 判決の要点

1. 判決の要旨

各方面からの意見を踏まえて、欧州裁判所は、2013年10月3日に GIMLE 事件に対

⁴ Ebenda, S.5. (パラグラフ 20~24)

する先決的判決を下した。そこで判断されたのは、EU 第4号指令第2条の解釈である。同条では、文言上、イギリス会社法上の概念である *true and fair view* が採用され、それによれば「年度決算書は、会社の財産、財務および収益状態の事実関係に合致した写像 (*true and fair view*) を伝達しなければならず」(3項)、また「指令に合致し、明瞭でかつ要覧できるものでなければならない」(4項)。そして「指令規定の適用が3項の義務と調和しない例外的なケースにおいて、事実関係に合致した写像 (*true and fair view*) の伝達を確保するため、当該規定から離脱しなければならない」(5項)。この「事実関係に合致した写像の伝達」という指示が、ドイツでは一般に貸借対照表真实性原則と理解されている。⁵

欧州裁判所は GIMLE 事件に係わる同条の判断を、判決主文として次のように明示した。

「一定の法形態の会社の年度決算書に関する 1978 年 7 月 25 日付の EU 第 4 号指令第 2 条 3 項から 5 項に掲げられている貸借対照表真实性原則は、財産対象物の取得原価および調達原価が実際の価値よりも明らかに低い場合において、実際の価値に基づく評価に向けて、同指令第 32 条による財産対象物の取得原価および調達原価に基づく評価原則から離脱することを認めるものではない。⁶」

判決主文から明らかなおり、結果的には、欧州裁判所の判断はベルギーでの 1 審、2 審と同様、GIMLE 社の主張に沿う形となった。すなわち、本係争では EU 第 4 号指令にいう *true and fair view* 原則（貸借対照表真实性原則）が、取得原価評価からの離脱を要求するものではないという点が確認された。こうした判断は、先決的判決の手続きに関わったドイツ政府や EU 委員会の主張とも合致する。

2. 欧州裁判所の判断理由

欧州裁判所がこのような判断に至った理由は、判決理由書から読み取れる。欧州裁判所の見解を要約すれば以下ようになる。⁷

EU 第 4 号指令は、貸借対照表真实性原則の遵守を主要目標としており、当該原則に基づき年度決算書内容の調整が行われる。当裁判所は従来の判決で次の点を明確にした。すなわち、貸借対照表真实性原則は、EU 第 4 号指令第 31 条に含まれる一般原則に可能な限り依拠して適用されるべきであり、その際、慎重原則に特別な意義が認めら

5 たとえば、Luttermann (2010), S.351.

6 EuGH (2013), S.8.

7 *Ebenda*, S.6-7. (パラグラフ 30~41)

れる。慎重原則に基づけば、貸借対照表真实性原則の履行のために、当営業年度に関連付けられるすべての要素－実現利益、費用、収益、リスクおよび損失－を考慮することが認められる。とくに利益は、決算日時点で実現したものののみがその計上を許される。

貸借対照表真实性原則は、取得原価による評価原則（第32条）に照らして解釈されなければならない。同原則に従えば、会社の年度決算書が伝達すべき事実関係に合致した写像とは、財産対象物を実際の価値に基づいて評価するのではなく、当初の原価で評価することによりもたらされる。EU第4号指令の規定の適用が、事実関係に合致した写像の伝達義務と調和しない「例外的なケース」において、指令規定からの離脱が求められる。つまり、取得原価の適用が会社の財産、財務および収益状態の事実関係に合致した写像を伝達できない「例外的なケース」においてのみ、当該評価方法からの離脱が認められる。

ただし、－GIMLE社、ドイツ政府そしてEU委員会と同じく－、資産の実際の価値よりも低い価格での計上は、EU第4号指令にいう「例外的なケース」にはあてはまらない。実際の価値よりも明らかに低い取得価格で対象資産を帳簿上、過小評価することは、実際の価値に基づく評価ではなく、取得原価評価（第32条）を定めたEU立法者の判断による必然的な帰結である。ドイツ政府が主張したように、取得価格に基づく対象資産の過小計上は、第31条にいう慎重原則に合致する。実際の価値と取得価格の差額を価値増加とみなして会計上認識することは、決算日時点で実現した利益のみ計上を許す慎重原則に明らかに抵触する。

以上のように、欧州裁判所は、EU第4号指令における貸借対照表真实性原則の意義をGIMLE判決において再確認した上で、その解釈の際、個別規定たる評価原則の優位性を認めると同時に第31条にいう慎重原則の存在を強調した。すなわち、欧州裁判所にあってはGIMLE事件の判断に際して、慎重原則の特別な意義と、当該原則と取得原価主義との密接な関連性が認められたのである。

また、欧州裁判所はGIMLE事件において、貸借対照表真实性原則が侵害される場合に取得原価評価からの離脱が要求される「例外的なケース」の存在を否定した。これにより、実際の価値よりも低い金額での評価は慎重原則に合致するものであり、取得原価評価からの安易な離脱は、欧州裁判所の立場からは認められないとされた。

Ⅲ 先決的判決にみる会計制度上の論点

1. ドイツのHGB規定

GIMLE判決の対象となったEUの第4号指令は、2013年の「新会計指令」を通じて、一部内容を改訂の上、連結決算書に関する第7号指令とともに1つの指令としてま

とめられた。もっとも「新会計指令」では、計算規定面での改正は限定的な範囲にとどまり、全体としてみれば、第4号指令の基本原則に大きな変化はない。そのため、GIMLE 判決の意義は「新会計指令」の発効後も基本的に変わることはない。

解釈が争点となった第4号指令第2条は、ドイツにおいては、1985年の会計指令法(BiRiLiG)を通じてHGB第264条2項に転換された。同項によれば、「資本会社の年度決算書は、正規の簿記の諸原則(GoB)を遵守した上で、資本会社の財産、財務および収益状態の事実関係に合致した写像を伝達しなければならない。特別の事情により、年度決算書が1文にいう事実関係に合致した写像を伝達しないときは、附属説明書において追加的記載を行わなければならない」。

同項では「新会計指令」に基づく修正はない。当該条文から明らかとなっており、ここで留意すべきは、ドイツにおいては、「事実関係に合致した写像(true and fair view)の伝達」という指示がGoBによる限定を受けるとのことである。さらに、ドイツは「例外的なケース」における指令規定からの離脱義務(第4号指令第2条5項)を明文化していないという点である。

2. ドイツの論者の見解

欧州裁判所によるGIMLE判決の直後から、ドイツではその分析を試みた幾つかの論稿が専門紙上に掲載された。⁹なかでも、HGB会計に対する影響を詳細に検討したBravidor/Mehnertは、欧州裁判所による貸借対照表真実性原則の解釈について、次のように評価している。

欧州裁判所は—アングロサクソンの見解に依拠して—上位原則としてのtrue and fair view(貸借対照表真実性)の地位を強調する一方、当該原則を—大陸ヨーロッパ型に特徴づけて—一般の評価原則を通じて具体化し、そして制限を加えている。すなわち、欧州裁判所は、評価原則に合致する限り、貸借対照表真実性原則を必要なものとみなしている。他方、評価原則の意義および内容は、加盟国選択権の行使を通じて具体化される。ドイツの商法会計上、貸借対照表真実性原則は、GoBに合致する場合に履行されたものとみなされる。欧州裁判所は「分離テーゼ(Abkoppelungsthese)」の意味において、(情報の—筆者)歪みを会計規定からの離脱を通じて調整するのではなく、附属説明書での追加的記載に基づき調整する点を強調した。これはドイツの現行の商法実務に合致する。¹¹

8 この点に関しては、稲見(2015)を参照されたい。

9 たとえば、Eggert(2013)、Bravidor/Mehnert(2014)、Dziadkowski(2014)、Hoffmann(2014)、Schulze-Osterloh(2014)、Henrichs(2015)が挙げられる。

10 Bravidor/Mehnert(2014)、S.598。

11 Ebenda、S.602。

また、Bravidor/Mehnert は、もう1つの論点である慎重原則の意義について次のように述べている。

欧州裁判所の見解によれば、評価原則の解釈は、年度決算書の機能に従い異なり得る。今回は慎重原則の非常に厳格な解釈が選択された。それによれば、取得原価主義は慎重原則のなかに包摂される。（慎重原則に基づく評価の－筆者）結果としての秘密積立金の設定、並びに財産、財務および収益状態の表示の歪みについて、欧州裁判所は会計実務上の必要不可欠な帰結であるとみなしている。したがって、情報に基づく債権者保護よりも、計算に基づく債権者保護の優位性が黙示的に示されている。指令の目的を鑑みればこれは首肯できるであろう。資産および自己資本の過小計上、そして実際の実現まで利益の計上を繰り延べることは企業状態の控えめな表現を導く。この調整は附属説明書での記載を通じて行われる。欧州裁判所は、貸借対照表真实性原則の確保のために指令規定からの離脱を認めるという、第4号指令第2条5項にいう「例外的なケース」を狭義に解釈した。¹²

慎重原則には、GoB 内での中心的役割が認められている。こうした見方は、立法者が不均等原則と実現原則を具体化したことで支持される。取得原価主義はまさに後者の表れである。立法者は債権者保護指向の利益決定目的、とくに資本維持を重視している。貸借対照表真实性原則が脅かされる特殊な事例において、附属説明書での追加的記載が行われる。ドイツの立法者は、指令により可能な（true and fair view に基づく－筆者）「超越的原則（overriding principle）」を転換しなかった。したがって、HGB 第264条2項の一般規範は、商法年度決算書の情報機能を指向するものの、他方でGoB システムにおける資本維持原則を通じて限定される。したがって、本係争に対してはドイツ商法の立場と同様、特別規定たる取得原価主義の適用が優先されるべきであろう、¹³ と。

このように Bravidor/Mehnert にあっては、欧州裁判所が、上位原則としての貸借対照表真实性原則の意義を確認しつつも、同原則の大陸ヨーロッパ的な（狭義の）解釈、並びに慎重原則とそれに基づく取得原価主義を強調した点が肯定的に捉えられている。ただし、近年の会計制度改革、とくに2009年の会計法現代化法（BilMoG）を通じてGoBに揺らぎが生じているのも事実である。この点、Bravidor/Mehnert は次のような見解を示している。

ドイツの立法者は、BilMoGを通じて情報機能をより強化した。不均等原則、実現原則そして取得原価主義は、様々な特別規定により弱体化の方向で侵害された。その限り、貸借対照表真实性原則を指向する形で、GoBの新解釈がもたらされる可能性がある。BilMoGの影響と情報機能のさらなる強化はGoBを一部変化させ、とりわけ慎重

12 Ebenda, S.598.

13 Ebenda, S.600.

原則を相対化させる潜在的影響を有する。これは本係争と類似の事例でも確認できるが、欧州裁判所が GIMLE 判決において慎重原則を強調した以上、同原則の意義が当分薄れることはない。¹⁴

以上、Bravidor/Mehnert の見解から判るように、欧州裁判所の GIMLE 判決は、結果的にみれば、EU 第4号指令第2条における true and fair view 原則（貸借対照表真实性原則）の HGB への転換のあり方、並びに慎重原則に基づく取得原価評価を基調とするドイツの会計慣行に合致するものである。さらに、欧州裁判所が慎重原則の意義を強調する限り、当面、ドイツの GoB の揺らぎはきわめて限定的な範囲にとどまるということである。

同様の指摘は、Hennrichs の論稿においても確認できる。Hennrichs によれば、欧州裁判所が取得原価主義および慎重原則を強調したこと、そして true and fair view 原則（貸借対照表真实性原則）に基づく「離脱機能」を相対化したことはドイツの会計慣行に合致する。¹⁵ こうした欧州裁判所の判断は、「慎重原則を尊重し、貸借対照表真实性原則を GoB の留保のもとで限定するドイツの会計慣行からみれば歓迎される」、¹⁶ と。

おわりに

本稿で取り上げたベルギーの GIMLE 事件は、EU 第4号指令（係争当時）の解釈を争点として、欧州裁判所の先決的判決の対象になった事例である。注目されるのは、隣国ベルギーの係争に対する判例がドイツで早々と分析され、そのドイツ会計制度に対する影響分析が行われたことである。とくに取得原価に基づく会計処理をめぐって、EU 第4号指令第2条に定められた true and fair view 原則、すなわちドイツでいう貸借対照表真实性原則の解釈と、慎重原則に対する欧州裁判所の見解に焦点を当てた分析が進められた。

本稿で明らかにしたように、貸借対照表真实性原則のアンゲロサクソンの解釈と、決算書の情報機能の強化に伴う GoB の相対化、とりわけ慎重原則の後退の可能性は、GIMLE 事件に対して、欧州裁判所が慎重原則とそれに結びつく取得原価評価を強調する判断を下した結果、極めて限定的であることが確認された。その意味で GIMLE 判決は、ドイツの会計制度に大きな転向を迫るものではなく、むしろ大陸ヨーロッパ的解釈に基づき、慎重原則並びに取得原価主義を重視するドイツの会計慣行を支持する形になっている。そもそも、EU 指令にいう貸借対照表真实性原則は、加盟国での転換の態様

14 *Ebenda*, S.602. なお、BilMoGに基づくGoB論の展開については、佐藤／ベトゲ（2014）の第2章が詳しい。

15 Hennrichs (2015), S.316.

16 *Ebenda*, S.317.

に基づき非常に相対的なものといえる。¹⁷

したがって、GIMLE 事件をみる限り、EU 会計関連指令の国内法化に起因する欧州裁判所の先決的判決は、ドイツをはじめとする加盟国会計規定の汎欧州・国際的側面を浮かび上がらせる一方、隣国ベルギーの係争を介して、true and fair view 原則（貸借対照表真実性原則）の転換をめぐるドイツの対応、そして慎重原則に基づく取得原価主義会計の堅持という、現行のドイツ会計制度のあり方を追認する側面を有している。¹⁸

引用・参考文献

- Arbeitskreis Bilanzrecht Hochschullehrer Rechtswissenschaft (2014), Überlegungen zur Umsetzung der EU-Bilanzrichtlinie RL 2013/34/EU vom 26. 06. 2013 in deutsches Recht, *NZG* 23, S.893-895.
- Baetge, J./Kirsch, H.-J./Solmecke, H. (2009), Auswirkungen des BilMoG auf die Zwecke des handelsrechtlichen Jahresabschlusses, *WPg* 24, S.1211-1222.
- Baetge, J./Kirsch, H.-J./Thiele, S. (2014), *Bilanzen*, 13. Aufl., Düsseldorf.
- Biener, H./Bernecke, W. (1986), *Bilanzrichtlinien-Gesetz: Textausgabe des Bilanzrichtlinien-Gesetzes vom 19. 12. 1985*, Düsseldorf.
- BilMoG (2008), Entwurf eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts, *BT-Drucks. 16/10067 vom 30. 07. 2008*, S.1-254.
- BilMoG (2009), Gesetz zur Modernisierung des Bilanzrechts vom 25. 05. 2009, *BGBI. Teil I, Nr.27*, S.1102-1137.
- BilRUG (2015), Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie 2013/34/EU des Europäischen Parlaments und des Rates vom 26. Juni 2013 über den Jahresabschluss, den konsolidierten Abschluss und damit verbundene Berichte von Unternehmen bestimmter Rechtsformen und zur Änderung der Richtlinie 2006/43/EG des Europäischen Parlaments und des Rates und zur Aufhebung der Richtlinien 78/660/EWG und 83/349/EWG des Rates (Bilanzrichtlinie-Umsetzungsgesetz – BilRUG) vom 17. 07. 2015, *BGBI. Teil I, Nr.30*, S.1245-1267.
- Blöink, T. (2012), Auswirkungen geänderter Vorschriften der 4. und 7. EU-Richtlinie auf die handelsrechtliche Rechnungslegung, *WPg* 6, S.299-304.
- Bravidor, M./Mehner, C. (2014), Bedeutung der Bilanzwahrheit in der Rechtsprechung des EuGH: Implikationen für die HGB-Rechnungslegung; Folgerungen aus dem EuGH-Urteil vom 3. 10. 2013-C-322/12, *StuB* 16, S.596-602.
- Dziadkowski, D. (2014), Bilanzwahrheit aus europäischer Sicht – zugleich Anmerkungen zum EuGH-Urteil Gimle SA, *IStR* 13, S.461-466.
- Eggert, A. (2013), Auswirkungen des Prinzips “true and fair view” in den Bilanzrichtlinien der EU auf das Recht der Mitgliedstaaten, *IWB* 3, S.112-116.
- EU (1978), Vierte Richtlinie 78/660/EWG des Rates vom 25. Juli 1978 aufgrund von Artikel 54 Absatz 3 Buchstabe g) des Vertrages über den Jahresabschluß von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen, *ABl. L* 222 vom 14. 08. 1978, S.11-31.
- EU (2011), Vorschlag für Richtlinie 2012/6/EU des Europäischen Parlaments und des Rates über den Jahresabschluss, den konsolidierten Abschluss und damit verbundene Berichte von Unternehmen bestimmter

17 Eggert (2013), S.116.

18 もっとも、GIMLE 判決の内容を理論的にみて容易に肯定できるかどうかは議論がある。たとえば、GIMLE 社の株式売買取引を通常の第三者との取引と同一視してよいのか、あるいは当該取引の会計処理に際しての「経済的観察法」の適用等の問題である。こうした論点については、GIMLE 判決に対する批判的見解の整理も含めて稿をあらためて検討したい。

- Rechtsformen, *KOM* (2011) 684 vom 25. 19. 2011, S.1-96.
- EU (2013), Richtlinie 2013/34/EU des Europäischen Parlaments und des Rates vom 26. Juni 2013 über den Jahresabschluss, den konsolidierten Abschluss und damit verbundene Berichte von Unternehmen bestimmter Rechtsformen und zur Änderung der Richtlinie 2006/43/EG des Europäischen Parlaments und des Rates und zur Aufhebung der Richtlinien 78/660/EWG und 83/349/EWG des Rates, *ABl. L 182 vom 29. 06. 2013*, S.19-76.
- EuGH (1996), *Urteil vom 27. 06. 1996, Rs. C-234/94*, S.1-13.
- EuGH (1999), *Urteil vom 14. 09. 1999, Rs. C-275/97*, S.1-16.
- EuGH (2003), *Urteil vom 07. 01. 2003, Rs. C-306/99*, S.1-49.
- EuGH (2013), *Urteil vom 03. 10. 2013, Rs. C-322/12*, S.1-8. (<http://eur-lex.europa.eu/homepage.html>)
- Glaser, A./Hachmeister, D. (2015), "True and fair view" für Nicht-Kapitalgesellschaften aus europarechtlicher Sicht, *DB 11*, S.565-570.
- Hennrichs, J. (2015), Bilanzwahrheit, Realisationsprinzip und wirtschaftliche Betrachtungsweise nach EU-Bilanzrecht – Zugleich zur Bilanzierung bei verdeckter Einlage und Besprechung der Entscheidung des EuGH vom 03. 10. 2013-C-322/12 (GIMLE), *WPg 17*, S.849-852.
- Hoffmann, W.-D. (2014), Anschaffung stiller Reserven oder verdeckte Einlage, *StuB 8*, S.277-278.
- Lanfermann, G. (2013), EU-Rechnungslegungsrichtlinie: Zum Handlungsbedarf des deutschen Gesetzgebers, *WPg 17*, S.849-852.
- Luttermann, C. (2010), Bilanzregeln und Finanzkrise: Die Besteuerung nach Leistungsfähigkeit und Bilanzwahrheit als Beweismaß, *StuW 4*, S.346-355.
- Schulze-Osterloh, J. (2014), Aktivierung, Ertragsausweis und Kapitalrücklage einer Kapitalgesellschaft beim kostenlosen oder verbilligten Erwerb von Vermögensgegenständen von ihrem Gesellschafter, *NZG 1*, S.1-5.
- Zülch, H./Güth, S. (2012), Der Entwurf einer neuen Bilanzrichtlinie – Implikationen für die künftige Ausgestaltung des Europäischen Bilanzrechts, *DB 8*, S.413-419.
- Zwirner, C. (2015), Entwicklung des deutschen Bilanzrechts – Ein Rückblick auf mehr als 30 Jahre supranationale Einflüsse, *WPg 5*, S.218-223.
- 佐藤博明／ヨルク・ベトゲ編 (2014) 『ドイツ会計現代化論』 森山書店。
- 宮上一男／W・フレリックス監修 (1993) 『現代ドイツ商法典 (第二版)』 森山書店。
- 山口幸五郎編 (1984) 『EC 会社法指令』 同文館。
- 山根裕子 (1995) 『EU/EC 法』 有信堂。
- 吉野正三郎編 (1992) 『EC の法と裁判』 成文堂。
- 稲見 亨 (2003) 「欧州裁判所の判例にみるドイツ会計の国際的側面」『会計』第 164 巻第 1 号, 79-90 ページ。
- 稲見 亨 (2004) 『ドイツ会計国際化論』 森山書店。
- 稲見 亨 (2015) 「EU の『新会計指令』へのドイツの対応 – 会計指令転換法 (BilRUG) の要点 –」『会計』第 188 巻第 2 号, 176-189 ページ。